

郡山市感染症発生動向調査事業実施要領

平成12年4月1日制定
平成20年6月1日一部改正
平成23年4月1日一部改正
平成23年9月5日一部改正
平成25年3月4日一部改正
平成25年4月1日一部改正
平成25年5月6日一部改正
平成25年10月14日一部改正
平成26年5月12日一部改正
平成26年7月26日一部改正
平成26年9月19日一部改正
平成27年1月21日一部改正
平成27年5月21日一部改正
平成28年2月15日一部改正
平成28年4月1日一部改正
平成30年1月1日一部改正
平成30年5月1日一部改正
令和元年10月1日一部改正
令和2年12月4日一部改正
令和5年8月1日一部改正
令和6年4月1日一部改正
[保健福祉部保健所保健・感染症課]

第1 趣 旨

この要領は、「感染症発生動向調査事業実施要綱」（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」平成11年3月19日健医発第458号厚生省保健医療局長通知）に基づき実施される感染症発生動向調査事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 実施主体

実施主体は郡山市とする。

第3 実施内容の区分

感染症発生動向調査については、広域性が求められることから福島県は「福島県感染症発生動向調査実施要綱」（平成12年4月1日施行。以下「福島県要綱」という。）に基づき実施する事業において郡山市の行政区域もその範囲内として実施しているところであるが、感染症発生動向調査の趣旨に鑑み郡山市の行政区域内で行う福島県の事業に協力するものとする。その主な内容は次のとおりである。

- (1) 県が指定した患者定点及び疑似症定点からの情報収集及び福島県への報告
- (2) 県が指定した病原体定点から提出される検体を福島県衛生研究所へ搬送する業務
- (3) その他、県の通知等により検体を福島県衛生研究所へ搬送する業務

第4 対象感染症

対象とする感染症は、次のとおりとする。

全数把握の対象感染症 福島県要綱別表1に定めるもの

定点把握の対象感染症 福島県要綱別表2に定めるもの

法第14条第8項の規定に基づく把握の対象感染症 福島県要綱別表3に定めるもの

第5 実施体制

1 郡山市保健所

市内における患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・解析し、全国情報・県内情報と併せて解析評価し、これを速やかに郡山医師会、郡山市教育委員会等の関係機関に提供・公開する。

2 指定届出機関及び指定提出機関（定点）

(1) 定点把握対象の感染症について、患者及び当該感染症により死亡した者（法第14条第1項の厚生労働省令で定める5類感染症に限る。）の情報、疑似症情報を収集するため、法第14条第1項に規定する指定届出機関として、県が指定する患者定点、疑似症定点のほかに必要に応じ指定するものとする。

(2) 定点把握対象の五類感染症について、患者の検体または当該感染症の病原体（以下「検体等」という。）を収集するため、県が指定する病原体定点のほかに必要に応じ指定するものとする。なお、法施行規則第7条の3に規定する五類感染症については、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として病原体定点を指定する。

第6 事業の実施

- 1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（福島県要綱別表1の(75)、(85)及び(86)）、新型インフルエンザ等

感染症及び指定感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断又は検案した医師

診断又は検案した医師は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（福島県要綱別表 1 の（75）、（85）及び（86））、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合は、厚生労働省令に定める基準に基づき直ちに郡山市保健所に届出を行う。

イ 医療機関等

医療機関等は、郡山市保健所から当該患者の病原体検査のため検体等の提供について依頼又は命令を受けた場合には、検体等について、検査票を添付して郡山市保健所へ提供する。

ウ 郡山市保健所

①届出を受けた場合は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、当該届出が感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医師からの届出である場合には、直ちに感染症サーベイランスシステムに登録する。

システム上において届出の更新（6か月以上経過したもの）及び削除を行った場合は速やかに福島県感染症情報センターに連絡する。

なお、疫学調査等の後、追加情報がある場合は、追加入力し、届出を更新する。

②郡山市保健所は病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供及び検査票の作成を依頼する。

③郡山市保健所は、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福島県衛生研究所と協議する。

④郡山市保健所は、検体等の提供を受けた場合には、検査票を添付して福島県衛生研究所へ検査を依頼する。

⑤郡山市保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、指定届出機関、指定提出機関、郡山医師会、郡山市教育委員会等の関係機関に情報を提供し、連携を図る。

⑥郡山市保健所は、福島県感染症情報センターが収集・分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。

エ 情報の報告等

①郡山市長は、管轄区域外に居住する者について法第12条第1項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その居住地进行を管轄する都道府県知事、保健所を設置する市又は特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）に通報する。

②郡山市長は、厚生労働大臣に対して、

- ・ 法第12条の規定による発生届出の一連の事務の中で、同条第2項の報告を行う場合
- ・ 法第15条の規定による積極的疫学調査の一連の事務の中で、同条第13項の報告を行う場合

は、併せて福島県知事に報告する。

③郡山市長は、他の都道府県知事等が管轄する区域内における感染症のまん延を防止するために必要な場合は、法第15条の規定による積極的疫学調査の結果を、当該他の都道府県知事等に通報する。

④①～③の報告等について、感染症サーベイランスシステムにより相互に情報を閲覧できる措置を講じた場合は、当該報告をしたものとみなす。

2 全数把握対象の五類感染症（福島県要綱別表 1 の(75)、(85)及び(86)を除く）

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断又は検索した医師

全数把握対象の五類感染症（福島県要綱別表 1 の(75)、(85)及び(86)を除く）について、別に定める届出基準に基づき、患者を診断した又は当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した医師は、診断後 7 日以内に郡山市保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、郡山市保健所が定める方法により行って差し支えない。

イ 医療機関等

医療機関等は、郡山市保健所から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合は、郡山市保健所に協力し、検体等に検査票を添付して福島県衛生研究所へ提供する。

ウ 郡山市保健所

①届出を受けた場合は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、当該届出が感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医師からの届出である場合には、感染症サーベイランスシステムに登録する。

システム上において届出の更新（6 か月以上経過したもの）及び削除を行った場合は速やかに福島県感染症情報センターに連絡する。なお、疫学調査等の後、追加情報がある場合は、追加入力し、届出を更新する。

②郡山市保健所は、病原体検査が必要と判断した場合には、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、検査票の作成とともに依頼する。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福島県衛生研究所と協議する。

③郡山市保健所は、検体の提供があった場合においては、検査票を添付して福島県衛生研究所、その他の検査機関へ検査を依頼する。

④郡山市保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、郡山医師会、指定届出機関、指定提出機関、郡山市教育委員会等に情報を提供し連携を図る。（個人情報に関する事項を除く）

⑤郡山市保健所は、福島県感染症情報センターが収集・分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。

エ 情報の報告等

①郡山市長は、管轄区域外に居住する者について法第12条第1項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、都道府県知事等に通報する。

②郡山市長は、厚生労働大臣に対して、

- ・法第12条の規定による発生届出の一連の事務の中で、同条第2項の報告を行う場合
- ・法第15条の規定による積極的疫学調査の一連の事務の中で、同条第13項の報告を行う場合

は、併せて福島県知事に報告する。

③郡山市長は、他の都道府県知事等が管轄する区域内における感染症のまん延を防止するために必要な場合は、法第15条の規定による積極的疫学調査の結果を、当該他の都道府県知事等に通報する。

④①～③の報告等について、感染症サーベイランスシステムにより相互に情報を閲覧できる措置を講じた場合は、当該報告をしたものとみなす。

3 定点把握対象の五類感染症

(1) 対象とする感染症の状態

対象とする感染症は、厚生労働省において定める報告基準を参考とし、当該感染症の患者と診断される場合及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案される場合とする。

(2) 患者情報

ア 患者定点の種類及び定点数

定点の種類及び対象とする疾患は、福島県要綱別表3のとおりとする。定点の選定は、福島県が指定した患者定点のほかに必要に応じ指定するものとする。

イ 調査単位等

福島県要綱別表4の分類により1週間単位（月曜日から日曜日）または月単位とする。

ウ 実施方法

①患者定点は、調査単位の期間ごとに報告基準により患者発生状況を把握する。

②届出は感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、郡山市保健所が定める方法により行う。

なお、小児科定点とインフルエンザ定点にあっては「インフルエンザ迅速診断キット測定状況」についても報告する（感染症サーベイランスシステム備考欄に入力した場合を除く）。

エ 届出

患者定点として選定された医療機関は、原則として、週報については、翌週の月曜日に、月単位の場合は翌月の初日に感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、郡山市保健所

へファックス等で送付する。

オ 郡山市保健所

①郡山市保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医療機関からの届出である場合には、患者定点から得られた患者情報の情報項目を原則として、週単位の場合は、調査対象週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は、調査対象月の初旬までに（詳細は毎年通知される福島県感染症情報センターからの運営日程を参照）、福島県及び福島県感染症情報センターへ感染症サーベイランスシステムにより登録する。同時に、「インフルエンザ迅速診断キット測定状況報告（59－2）」をファックスまたはメールで福島県感染症情報センターに送付する（感染症サーベイランスシステム備考欄に入力した場合を除く）。

。

また、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報についても報告する。

なお、報告済み後に、患者情報の更新及び削除を行った場合は、福島県感染症情報センターに連絡する。

②郡山市保健所は、定点把握対象の五類感染症の発生状況等を把握し、指定届出機関、指定提出機関、郡山医師会、郡山市教育委員会等に情報提供し、連携を図る。

(3) 病原体情報

ア 病原体定点の選定

福島県が指定する病原体定点のほかに必要に応じ指定するものとする。

イ 対象とする感染症

定点毎に対象とする感染症は、福島県要綱別表5のとおりとする。

ウ 調査単位等

病原体情報のうち、インフルエンザ病原体定点については、インフルエンザの流行期（インフルエンザ定点当たりの患者発生数が1を超えた時点から1を下回るまでの間）には1週間（月曜日から日曜日）を調査単位とし、非流行期（流行期以外の期間）には各月を調査単位とする。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

エ 病原体定点

①病原体定点は、厚生労働省が定めた病原体検査指針及び福島県が定めた病原体検査実施要領により、必要に応じて病原体検査のための検体等を採取、保存する。

②小児科病原体定点においては、福島県要綱別表5の対象感染症について調査単位ごとに概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を採取する。

③インフルエンザ病原体定点においては、インフルエンザ（インフルエンザ様疾患を含む。）について、調査単位ごとに、少なくとも1検体を採取する。

オ 医療機関等

郡山市保健所から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合は、検体等について、郡山市保健所に協力し、検

査票を添付し提供する。

カ 郡山市保健所

- ①郡山市保健所は、調査単位等毎（月１回、インフルエンザ流行期は週１回）又は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関に対して病原体検査のための検体等の提供について、検査票を添付して依頼する。
- ②郡山市保健所は、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福島県衛生研究所と協議する。
- ③郡山市保健所は検体の提供を受けた場合には、病原体定点が保存していた検体を福島県衛生研究所まで搬送する。
- ④郡山市保健所は、福島県感染症情報センターから提供された還元情報を指定届出機関、指定提出機関、郡山医師会、郡山市教育委員会等に提供する。
- ⑤郡山市保健所は、福島県感染症情報センターが収集・分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。

４ 法第14条第１項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（定点）

(1) 対象とする疑似症の状態

疑似症について、厚生労働省が定める届出基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。

(2) 患者定点の種類及び定点数

定点の種類及び対象とする疾患は、福島県要綱別表２のとおりとする。

福島県が指定した患者定点のほかに必要に応じ指定するものとする。

(3) 実施方法

ア 疑似症定点

- ①疑似症定点は、調査単位の期間ごとに届出基準により患者発生状況を把握する。
- ②疑似症定点は、別に定める基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載する。なお、当該疑似症の届出については、原則として感染症サーベイランスシステムへの入力もしくは、国が定める届出様式（定点）により、郡山市保健所に届け出る。

イ 郡山市保健所

- ①郡山市保健所は、疑似症定点における感染症サーベイランスシステムへの入力ができない場合は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、感染症サーベイランスシステムに入力するものとし、また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報についても福島県及び福島県感染症情報センターへ報告する。
- ②郡山市保健所は、疑似症の発生状況を把握し、指定届出機関、指定提出機関、郡山医師会、郡山市教育委員会等に情報提供し連携を図る。

ウ その他

その他疑似症に関する必要な事項については、別に定める。

5 その他

- (1) 感染症発生動向調査のために取り扱うこととなった検体等については、感染症の発生及びまん延防止策の構築、公衆衛生の向上のために使用されるものであり、それ以外の目的には用いない。
- (2) 検体採取の際には、その使用目的について説明し、原則、本人の同意をとることとする。
- (3) 上記に掲げる目的以外の研究に使用する場合は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等の別に定める規定に従い行う。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年 1 月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年 5 月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 2 月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月 1 日から施行し、平成31年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年12月 4 日から施行し、平成 2 年 5 月29日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。